⑵　「Aleph」の本件一部不報告、それに至る経緯等

ア　「Aleph」の本件一部不報告に至る経緯等

㋐　「Aleph」は、かねて20歳未満の構成員等一部の要報告事項を報告していなかったところ、さらに、令和２年以降、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項も報告しなくなった。

これに対し、公安調査庁は、報告を促す指導を繰り返し行ったが、「Aleph」は、それに応じなかった。

また、「Aleph」は、公安調査庁による前記指導に応じないばかりか、令和３年２月１日から同年４月30日までの期間における要報告事項を報告期限である同年５月15日までに報告せず、さらに、同月１日から同年７月31日までの期間における要報告事項を報告期限である同年８月15日までに報告しなかった（以下、これら２回の不報告事実をまとめて「全部不報告」という。）。

これに対し、公安調査庁は、報告を促す指導を繰り返し行ったが、「Aleph」は、それにも応じなかった。

公安調査庁長官は、「Aleph」による全部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となったことから、同年10月25日、公安審に対し、「Aleph」を被請求団体とする再発防止処分請求を行った（以下「令和３年請求」という。）ところ、「Aleph」は、同年11月11日、全部不報告に係る同年２月１日から同年４月30日までの期間における要報告事項を記載した「報告書」及び同年５月１日から同年７月31日までの期間における要報告事項を記載した「報告書」をそれぞれ提出し、さらに、同年11月15日、同年８月１日から同年10月31日までの期間における要報告事項を記載した「報告書」を提出した（公安調査庁長官は、同年11月19日、全部不報告の是正を受け、令和３年請求を撤回した。）。ただし、「Aleph」は、これらのいずれの「報告書」においても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかった。

㋑　その後、「Aleph」は、令和４年２月14日付け「報告書」以降４回にわたり、「報告書」を提出したものの、いずれの「報告書」においても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかった。

これに対し、公安調査庁は、引き続き、報告を促す指導を繰り返し行ったが、「Aleph」は、それに応じなかった。

公安調査庁長官は、「Aleph」による同日付け「報告書」以降４回にわたる「報告書」における一部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となったことから、令和５年１月30日、公安審に対し、「Aleph」を被請求団体とする再発防止処分請求を行った（以下「令和５年１月請求」という。）。

これに対し、「Aleph」は、同年２月20日付けで東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）に再発防止処分の差止めを求める訴訟を提起するとともに、同処分の仮の差止めを求める申立てをした。

その後、東京地裁は、同年３月９日、前記申立てにつき、「Aleph」の主張を排斥し、申立てを却下する旨決定した（なお、「Aleph」は、同月24日、前記差止訴訟を取り下げた。）。

また、公安審は、同月13日、官報公示の日の翌日から６か月間、「Aleph」が所有又は管理する一部の土地、建物について、その全部又は一部を使用してはならない旨、及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない旨決定した（以下「令和５年３月決定」という。令和５年３月決定は、同月20日官報公示され、処分の期間は同月21日から同年９月20日までである。）。

㋒　令和５年１月請求後、「Aleph」は、同年２月14日付け「報告書」以降２回にわたり、「報告書」を提出したものの、これら「報告書」においても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかった。

これに対し、公安調査庁は、引き続き、報告を促す指導を繰り返し行ったが、「Aleph」は、それに応じなかった。

また、「Aleph」は、同年５月22日付けで東京地裁に令和５年３月決定による再発防止処分の取消しを求める訴訟を提起するとともに、同処分の執行停止を求める申立てをした。

公安調査庁長官は、「Aleph」による同年２月14日付け「報告書」以降２回にわたる「報告書」における一部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となったことから、同年７月14日、公安審に対し、「Aleph」を被請求団体とする再発防止処分請求を行った（以下「令和５年７月請求」という。）。

その後、東京地裁は、同年８月２日、前記申立てにつき、「Aleph」の主張を排斥し、申立てを却下する旨決定した。そして、前記取消訴訟については、「Aleph」の申立てを受け、同年11月15日、損害賠償請求の訴えに変更されたところ、東京地裁は、令和６年12月17日、「Aleph」の主張を排斥し、請求を棄却した（なお、「Aleph」は控訴せず、同判決が確定した。）。

また、公安審は、令和５年９月４日、同月21日から６か月間、「Aleph」が所有又は管理する一部の土地、建物について、その全部又は一部を使用してはならない旨（一部の使用が禁止される建物における使用禁止の範囲につき令和５年３月決定より拡張された。）、及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない旨決定した（以下「令和５年９月決定」という。令和５年９月決定は、同月19日官報公示され、処分の期間は同月21日から令和６年３月20日までである。）。

その後、「Aleph」の出家した構成員らは、順次、令和５年９月決定のうち、同構成員らがそれぞれ居住する施設に関し、使用が禁止された部分の取消し等を求める訴訟を各地方裁判所に提起するとともに、一部の施設の出家した構成員らは、令和５年９月決定による再発防止処分の執行停止を求める申立てをした（同月21日付けで愛知県名古屋市中区千代田所在の「Aleph」管理下の施設・通称「名古屋施設」（以下「名古屋施設」という。）に所属する出家した構成員５名が名古屋地方裁判所（以下「名古屋地裁」という。）に、同年10月11日付けで東京都杉並区西荻北所在の「Aleph」管理下の施設・通称「西荻施設」（以下「西荻施設」という。）に所属する出家した構成員11名が東京地裁に、それぞれ提訴・申立てをした。また、同月14日付けで神奈川県横浜市神奈川区新町所在の「Aleph」管理下の施設・通称「横浜施設」（以下「横浜施設」という。）に所属する出家した構成員６名が横浜地方裁判所（以下「横浜地裁」という。）に提訴した。）。